

## 永住者の方へ(法務省入国管理局)

現在お持ちの外国人登録証明書は、「次回確認(切替)期間」の記載にかかわらず、以下の日までに、在留カードに切り替える必要があります。

- 2012年7月9日の時点で16歳以上であった方  
→2015年7月8日まで
- 2012年7月9日の時点で16歳未満であった方
  - ・ 2015年7月8日までに16歳の誕生日が到来する方  
→16歳の誕生日まで
  - ・ 2015年7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方  
→2015年7月8日まで

2015年7月8日の直前の時期は、窓口が大変込み合うことが予想されます。

外国人登録証明書から在留カードへの切替の申請は、今からでも行うことができます。

- \* 2012年7月9日に16歳未満であった方で、16歳の誕生日が切替の期限となる方は、16歳の誕生日の6か月前から16歳の誕生日までに「有効期間の更新申請」を行ってください。

申請の場所は、最寄りの地方入国管理局若しくは同支局又はこれらの出張所です(空港支局や空港(港)出張所を除きます。)

入国管理局ホームページのご案内

<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf>

広報資料(簡易)  
永住者の方用(日本語)